

## 第133号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条の3中「をいう。）」の次に「又は上場株式等の配当等（租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等をいう。）」を加える。

第15条の4中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に、「第37条の11第1項」を「第37条の11の3第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。